

浜松市における内部統制推進体制

(1)コンプライアンス推進会議

①位置づけ

- ア) コンプライアンス推進会議は、内部統制推進の意思決定機関
- イ) 会議の円滑な運営のために、下部組織として内部統制部会を設置

②所掌事務

- ア) 基本方針に関すること
- イ) 評価・実施シート及び事務ミス報告・検証シート(以下「シート等」という。)に関すること
- ウ) その他内部統制の推進に関する事項のうち、特に重要なものに関すること

③具体的な内容

- ア) リスク分析・業務執行状況の指標設置・評価目安
- イ) 自己点検・日常的モニタリングの実施状況
- ウ) 整備・運用上の評価及び報告書記載事項

④会議の運営

- ア) 開催は年2回程度
- イ) 構成員は市長、副市長、部区局長等

(2) 制度統括課と制度所管課

① 制度統括課

内部統制制度を統括し、制度の推進、評価・検証、適法性確認の3つの機能を有し、内部統制の整備・運用の推進、独立的評価、評価報告書の作成の役割を担っています。

○ 推進担当

内部統制に係る制度設計・管理、他部局調整など

○ 評価・検証担当

内部統制に係る評価基準の調整・取りまとめ、独立的評価の実施、対応策の検証など

○ 適法性担当

業務に関わる法令その他規範の遵守など適正処理の確認

② 制度所管課

会計や調達事務など全庁的に共通する事務、又は、保健・福祉や住基・戸籍など、全区役所や本庁出先機関に共通する事務について、法令やマニュアル等の整備、研修会の開催など内部統制を推進する上で必要な整備・運用を行います。また、所管する本来業務の独立的評価、検証する役割を担っています。

内部統制推進体制

令和6年4月1日現在

コンプライアンス推進会議

【所掌事務】

- ・基本方針に関すること
- ・評価・実施シート等に関すること

内部統制部会

- ・総務部
- ・企画調整部
- ・デジタル・スマートシティ推進部
- ・財務部
- ・会計管理者

【所掌事務】

- ・評価・対応方法の調整に関すること 等

制度統括課

政策法務課

推進担当

- ・制度設計、管理
- ・他部局調整

評価・検証担当

- ・独立的評価
- ・対応策検証
- ・評価基準調整

適法性担当

- ・合規性の確認
- ・法令遵守のための調整

制度所管課

広聴広報課

- ・広聴、報道

デジタル・スマートシティ推進課

- ・ICT関連

情報システム課

- ・システム管理

人事課

- ・人事・組織管理

文書行政課

- ・文書管理
- ・個人情報保護

財政課

- ・財務管理

調達課

- ・契約事務
- ・物品管理

アセットマネジメント推進課

- ・資産管理
- ・指定管理者制度

会計課

- ・会計事務

共通業務統括課

- ・保健、福祉業務
- ・住基、戸籍事務など

【連携・調整】

【報告
相談】

【指示
命令】

【所管する事務の評価・検証】

(3) 内部統制の評価から公表までのフロー

